

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ひょうごけん・とよおかし	ふりがな	たじまちくかつせいかけいかく
計画主体名	兵庫県・豊岡市	活性化計画名	但馬地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和5年度 令和3年度～令和4年度	総事業費(交付金)	503,030千円(135,000千円)
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 104,805千円(R5～R7平均)	事業活用活性化計画目標	地域産物(ピーマン)の販売額の増加 105百万円(R5～R7平均) ピーマン選果施設の取扱処理量の増大 282t(R5～R7平均)
計画主体確認の日付	令和3年 2月 5日	農林水産省 確認の日付	令和3年 2月 18日

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	活性化計画目標は地域産物の販売額の増加に資する内容で、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	農林水産物集出荷貯蔵施設を整備することによりピーマンの栽培拡大や農産物の販売促進を図り、ピーマン新規栽培者の増加につなげ、定住促進を目指すものであり妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標「地域産物の販売額の増加」に対し、事業活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」で、「販売額の増加」と「ピーマン選果施設の取扱処理量の増大」を評価指標としており、整合が取れている。

1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	兵庫県・豊岡市が計画主体となる事業は過去に無く、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	主産地である豊岡市の農業ビジョン（2020-2029）にピーマン等の生産振興について充実・強化を図るとの記述がある。 また中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画（但馬地域）にもピーマン等の但馬産農畜産物の生産拡大とピーマン集出荷施設整備の記述があり、整合性が取れている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	令和2年11月24日（火）のたじまピーマン協議会会議において選果施設の能力増強と移転について説明し、賛同を得ている。 また、令和2年11月27日（金）の農協理事会において了承を得ている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	たじま農業協同組合女性理事（常勤理事5名非常勤理事24名中、5名が女性）である。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	兵庫県（楽農生活室、豊岡・朝来農林水産振興事務所、豊岡・朝来・新温泉農業改良普及センター）、豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町、事業主体（たじま農業協同組合）が一体となって推進にあたっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	活性化計画の目標「地域産物の販売額の増加」に対し、事業活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」は、但馬地区での新たなピーマン選果施設導入により増加が見込まれることから、整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	—	該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	計画期間3年（令和3～5年度）、実施期間2年（令和3～4年度）であり、適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○	○	既存の旧ライスセンター建物については、今回は構造的な改修は行わないため建築確認は不要。新設の出荷スペース建物、空コンテナ洗浄スペース建物については建築確認申請を行う。

1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	@270 千円×計画期間最終年度のピーマン処理量 1,000 t ×1/2 =135,000 千円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 活性化計画区域中に「線引きの都市計画区域」はないため、市街化区域は存在しない。 「市街化区域、市街化調整区域の区域区分のない都市計画区域」は設定されており、豊岡市（旧豊岡市、城崎町、日高町）、朝来市（和田山町）の極一部に「非線引の用途地域」は存在するが、ピーマン選果施設導入の事業実施箇所ではなく、ピーマンの栽培も行われていない。用途地域は広範囲に点在し、ピーマン栽培が但馬地区全域で行われていることから外すことが困難であるため、活性化計画の区域内に含めている。 当該地域にしめる農林地：187,391ha/213,325ha=87.8% 農林漁業従事者の割合：6,582人/82,817人=7.95%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	<p>既存建物は、昭和 50 年に旧ライスセンター導入時に建築確認申請済みで、今回の改修は壁の撤去など構造物への改築は行わないため、建築確認申請は不要である。新設の出荷スペース建物、空コンテナ洗浄スペース建物については建築確認申請を行う。</p> <p>当事業は代行施行により実施するため、設計・施工管理については代行者（(例)全農兵庫県本部等）に委託する予定であり、検査体制は確保されている。</p>

	<p>実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	—	—	該当なし。
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—	—	該当なし。
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	○	○	<p>改築に係る既存施設（樋）の撤去に係る経費は対象外としている（実施要領第8の2の(3)）。</p> <p>古品について、既存のピーマン選果施設から3台の選別カメラ、包装機を移設するが、2台の選別カメラ、包装機を新設し、出荷レーン数を3から5に増加する。</p> <p>新設機械は既存機械と同等能力であるが、移設する古品（既存カメラ、包装機各3台）と合わせて（移設費用は補助対象外）、処理レーン数を増設することにより、選果施設全体の能力の大幅増加（約1.3倍、日量7.5t→10t）を図っている。</p>
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	○	○	<p>新規導入の自動選別包装機械と既存ライスセンターの改修建物は7年、既存ライスセンターの電気設備は15年、同じく空調設備は13年、新築建物の出荷スペースと空コン洗浄スペースは31年であり、5年以上である。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村</p>	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定

	活性化整備対策) 費用対効果算定要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知) により適切に行われているか			要領に則り算定。 ①事業費 503,030 千円、②年総効果額 127,872 千円/年、 ③総合耐用年数 7.5 年、④還元率 0.15696 ⑤妥当投資額 814,679 千円 (=②÷④) ⑥廃用損失額 0 円 ⑦投資効率 1.62 (= (⑤-⑥) ÷ ①)
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	○	投資効率は 1.62 である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	地域振興法指定地域 (特定農山村・振興山村・過疎) に指定される地域であり、要件類別番号 1 第 1 の⑬の要件を満たしている。 事業実施主体: 農業協同組合
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	交付先: 豊岡市⇒たじま農業協同組合 但馬地区全域に受益があり、事業内容は要綱、要領等に適したものであり、目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況 (現状と今後の見込み) を踏まえているか	—	—	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	○	既存ピーマン選果施設 (養父市八鹿町) を廃し、ピーマンの主産地 (豊岡市但東町) へ新設・移転するため、近隣に類似施設はない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	但馬地区全域のピーマン生産者を対象に、ピーマン出荷時期 (6 月～11 月) に利用する計画である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	ピーマン生産量に応じた施設規模であり、但馬地区の農協各支店管内の集荷施設へ生産者がピーマンを持ち込み、農協が選果施設へ集配する仕組みであり、有機的な連携が確保できている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	たじま農協の中期計画 Plan2020、県の「ひょうご農畜産物ブランド化計画」において関係者で検討したことを利用計画に反映した。 1 生産量の増加

				<p>ピーマン自動選別包装施設の能力増強と主産地への新設・移転することによる生産者の意欲向上及び軽量作物であることを生かした新規就農者・定年帰農者・女性農業者へ作付け誘導による新規栽培者を確保により、作付面積の拡大と生産量の増加を図る。</p> <p>2 単収及び品質の向上 拍動かん水等の省力化技術の更なる普及拡大及び栽培技術講習会による生産者全体の栽培技術の底上げを図り、1人あたりの収量と品質の向上を図り、市場評価を高める。</p> <p>3 販売単価の向上 量販店等からの要望に応え、優品を現状のバラ出荷から袋詰め出荷に切り替えることにより販売単価を向上させる（平均で339円/kg⇒350円/kg）。</p> <p>4 有利販売 市場との連携により契約出荷を進め有利販売を行うとともに、販路拡大を推進する。</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	ピーマンは軽量作物で、小規模からでも栽培可能で女性農業者にも取り組みやすい品目であり、栽培への参画を進めていく。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	建物を新築でなく、既存の建物を改築して使用し、選果機械も既存のものから選別カメラや包装機を移転して使用する等、コスト低減に努めており、過大な積算ではない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	旧ライスセンターの建物を利用し、必要最低限の選果機械の規模で計画を立てており、整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	該当なし。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	—	該当なし。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置	○	○	ピーマンの主産地への整備のため、生産者の利便性にかなってい

	目的から勘案して適正か			る。また、但馬地区の東端に位置するため、京阪神市場等への出荷にも適している。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	○	たじま農業協同組合の旧ライスセンター建物を利用するため確保できる。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—	該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○	○	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準により、下記のとおり算出して適正である。 @270千円×計画期間最終年度のピーマン処理量1,000t =270,000千円 ※上限事業費の超過分は、事業主体であるたじま農業協同組合による自己負担である。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○	○	下記のとおり、1,500㎡以内である。 ピーマン自動選別包装施設一式(計1,151.5㎡) 建物の改築1棟(929.5㎡) 建物の新築2棟(出荷スペース162㎡、空コン洗浄スペース60㎡)
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	—	—	該当なし。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	—	
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	—	

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	—	
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	—	
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	事業実施主体の投資により整備することが、たじま農業協同組合理事会（令和2年11月27日（金））において、営農畜産委員会、総務企画委員会の検討結果を踏まえ、承認されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	一般競争入札も検討しているが、指名競争入札の可能性もある。指名競争入札の場合、たじま農協固定資産取得要領の規定（請負業者を決定するときは指名競争入札を行うこと、予定価格が1億円以上のときは5者以上の指名を行うこと）に基づき、指名競争入札で行う。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	たじま農業協同組合において、適正に管理運営要領を策定し、これに従って維持管理を行うとともに、減価償却費を内部留保することによって更新に備える。また、維持管理については、修理費、点検費を収支計画に計上し適切に行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支計画を策定し、収益（利用料）、直接費用（労務費、出荷資材費、運送・配送料等等）、事業管理費（人件費、減価償却費等）を算出し、目標年度（令和7年度）に純専属損益が黒字になることを確認している。 令和3年1月に兵庫県農業協同組合中央会（中小企業診断士の有資格者あり）へ依頼して分析を行っており、適正であった。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	—	該当なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	○	生産者の所得向上や新規栽培者の増加等による定住促進を目的と

				する施設整備である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	○	生産者の所得向上や新規栽培者の増加等による定住促進を目的とする施設整備であるため、農山漁村振興交付金が適している。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—	—	中山間地農業ルネッサンス事業（地域別農業振興計画）。

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。

別記 1 の II の II-1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準